

小諸市上下水道施設等の管理に関する基本協定書（案） （小諸市上下水道一体 水の官民連携）

小諸市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり、小諸市上下水道施設等の管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、小諸市上下水道施設等の管理について、乙が指定管理者の指定を受けて行う業務に関し、甲と乙が相互に協力し、上下水道施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、上下水道施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、上下水道事業の公益性を確保しながら公民共同企業体たる乙の能力を活用し、上下水道施設の維持保全をはじめとした専門性の強化等により業務の効率化を図ると共に上下水道事業に関する技術力の維持向上を図り、将来も持続可能な上下水道事業の運営体制を整える点にあることを相互に確認する。

（公共性の尊重）

第3条 乙は、上下水道事業の設置目的、指定管理者の指定の意義、及び乙が指定管理者として行う管理業務（以下「本業務」という。）の実施にあたって求められる公益性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理物件）

第5条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は別紙1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（指定期間）

第6条 小諸市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年小諸市条例第19号）（以下「水道条例」という。）第4条の4、小諸市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成23年小諸市条例第27号）（以下「下水条例」という。）第8条及び小諸市農業集落排水事業

の設置等に関する条例（平成 29 年小諸市条例第 39 号）（以下「農業集落排水条例」という。）第 8 条に規定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日までとする。

2 本業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第 7 条 乙は、別添の小諸市上下水道一体 水の官民連携 業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）第 1 章 1（3）に基づき、以下の範囲において、本業務をおこなうものとする。

(1) 水道等施設に関する業務

ア 水道施設等維持管理業務

イ 水道管路等維持管理業務

ウ 水道施設等改築業務

(2) 下水道等施設に関する業務

ア 下水道施設等維持管理業務

イ 下水道施設等改築業務

ウ 下水道管路等維持管理業務

エ 下水道管路等改築業務

(3) 事業運営支援に関する業務

ア 窓口・料金徴収に関する業務

イ 住民対応に関する業務

ウ 給水装置、排水設備に関する業務

エ 総務・事務に関する業務

オ 各種システム及びデータ管理業務

カ 災害等相互応援業務

2 第 1 項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

（要求水準）

第 8 条 乙が本業務を実施するにあたって満たさなければならない要求水準は、要求水準書に示すとおりである。

（業務範囲及び要求水準の変更）

第 9 条 甲又は乙は、必要と認める場合は、相手方に対する通知を持って第 5 条に定める管理物件、第 7 条に定める本業務の範囲及び第 8 条に定める要求水準の変更を求めることができる。

2 甲又は乙は、第 1 項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

- 3 業務範囲又は要求水準の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、第2項の協議において決定するものとする。

(業務改善提案及び提案に伴うプロフィットシェア)

第10条 乙は、本業務について、要求水準書で示す手法よりも効果的かつ効率的な業務手法を甲に提案することができる。

- 2 甲は、第1項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できると判断した場合、これを取り入れることができる。
- 3 第2項の業務改善に係る費用は、甲と乙で協議の上決定するものとし、必要に応じて本協定の指定管理料に反映させるものとする。
- 4 第2項において、提案された業務手法により当初に比べて甲の経費節減効果が明らかとなる場合、乙は、経費節減効果に相当する金額のうち一定割合を受け取ることができる。なお、当該割合については、甲と乙で協議の上、決定する。

第3章 本業務の実施

第1節 総則

(本業務の実施)

第11条 乙は、本協定、年度協定、要求水準書、水道条例、下水条例、農業集落排水条例及び関係法令等に従って本業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、要求水準書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、年度協定、本協定、要求水準書の順にその解釈が優先されるものとする。
- 3 第2項の規定にかかわらず、提案書(乙が令和●年●月●日付で甲に提出した「小諸市の施設指定管理者指定申請書」をいう。以下同じ。)にて要求水準書を上回る水準が提案されている場合は、提案書に示された水準によるものとする。

(本業務の準備)

第12条 乙は、指定期間の開始日(以下「指定開始日」という。)に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から第2項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(全部委託などの禁止)

第13条 乙は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務の一部を十分な技術水準を有した上で各種法令を遵守することを確約し

た第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、要求水準書に従い、本業務の一部を委託し、又は請け負わせる第三者を選定しなければならない。

(経費の負担区分)

第 14 条 本業務の実施に要する経費に関する甲及び乙の負担は、別紙 3 のとおりとする。

2 別紙 3 に規定する経費の他に、本業務の実施に関連して必要な経費が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、その負担を決定するものとする。

(緊急時の対応)

第 15 条 指定期間中、本業務の実施に関連して小諸市「職員災害初動マニュアル」に定める大規模災害や事故が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、緊急連絡網に基づき甲を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査及び復旧作業に当たるものとする。

(情報管理)

第 16 条 乙は、本業務を実施するに当って知り得た個人情報の取り扱いについては、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年小諸市条例第 36 号）第 9 条及び関係法令のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 2 節 改築業務の実施

(更新計画等の策定)

第 17 条 乙は、次の各号の定めに従い、水道施設等改築業務にかかる更新計画並びに下水道施設等改築業務及び下水道管路等改築業務（以下、水道施設等改築業務、下水道施設等改築業務及び下水道管路等改築業務を個別に又は総称して「改築業務」という。）にかかるストックマネジメント計画（以下、更新計画とあわせて個別に又は総称して「更新計画等」という。）を策定するものとする。

(1) 要求水準書の定めに従い、各改築業務の対象となる施設（以下「改築対象施設」という。）について更新計画等（案）を作成の上、甲に提出するものとする。

(2) 第 1 号の規定により作成した更新計画等（案）について、甲との間で協議及び調整を行い、要求水準書に従って決定する各実施年度に対応する期限までに甲の承認を得るものとする。

(3) 第 2 号の規定に従い甲の承認を得た更新計画等（案）を更新計画等とする。

2 乙は、第 1 項の更新計画等を策定するにあたり、当該更新計画等に基づき行われる改築業務に要する費用の総額は、甲乙協議により定める各業務の改築設計費又は修繕・改築事業費の上限額以内の額としなければならない。

(年度協定の締結)

- 第 18 条 乙は、甲の承認を得た更新計画等及び甲の承諾を得た業務計画書（第 28 条第 1 項に定める全体業務計画書及び第 28 条第 2 項に定める単年度業務計画書を個別に又は総称していう。以下同じ。）に従って、各事業年度に実施する改築業務について、その内容を甲と協議及び調整の上、甲との間で、第 31 条第 2 項に定める年度協定を締結する。かかる年度協定において定める改築業務に要する費用は、更新計画等及び業務計画書に定める当該年度の改築業務に要する費用の金額を上限とする。
- 2 乙は、第 19 条の規定により更新計画等について変更更新計画等が作成された場合又は第 28 条第 2 項の規定により業務計画書が変更された場合には、甲と協議及び調整の上、当該変更更新計画等又は当該変更後の業務計画書に従って、年度協定を変更するものとする。
- 3 第 1 項の定めにかかわらず、年度協定の対象となる事業年度における改築に係る国補助金等の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合（第 2 項の規定による更新計画等、業務計画書及び年度協定の変更によって国の予算の配分額が相違することとなった場合を含む。）においては、年度協定に定める改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、甲は、更新計画等及び業務計画書の内容にかかわらず、乙と協議の上、当該年度協定に規定する改築業務の内容を、国補助金等に係る国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、乙は、甲の決定を尊重し、これに従う。
- 4 第 3 項に定める場合において、改築業務の内容を国補助金等に係る国の予算の配分額に合わせた内容とすることにより、乙又は第三者に損害（改築業務に要する費用の減額は含まない。）が生じたときは、甲はその損害を負担する。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて、乙に対し負うべき損害賠償を相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償を、乙に求償することができるものとする。
- 5 更新計画等、業務計画書及び年度協定は、本協定の一部を構成し、乙は、本協定及び要求水準書の定め、更新計画等、業務計画書及び年度協定の定めに従って、改築業務を実施しなければならない。

(改築の実施)

- 第 19 条 乙は、甲の承認を得た更新計画等、甲の確認を得た業務計画書及び甲と締結した年度協定に従って改築対象施設の改築を行うものとする。
- 2 第 1 項の定めにかかわらず、更新計画等に記載のない改築対象施設の改築を行う必要が生じた場合、乙は、変更更新計画等（案）を作成し、変更の必要性について甲に説明を行うものとする。甲及び乙は、変更更新計画等（案）について協議を行い、甲が承認したものを変更更新計画等として、乙は、甲と協議及び調整の上、当該変更更新計画等に従って業務計画書及び年度協定を変更するものとする。

(改築設計業務)

- 第 20 条 乙は、更新計画等、業務計画書及び年度協定に従って改築対象施設の改築を行う

場合には、本協定及び要求水準書に従って、改築設計業務を行わなければならない。

(甲による申請等)

第 21 条 改築対象施設の改築に係る工事に当たって、甲が関係機関への申請、報告、届出等を必要とする場合、乙は、書類作成及び手続等について、必要な協力を行うものとする。

(工事の中止)

第 22 条 甲は、必要があると認める場合、乙に対し、改築業務として実施する改築対象施設の改築に係る工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、第 1 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは改築業務に係る費用を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

3 甲は、第 1 項の規定により一時中止させた工事の施工を再開するときは、乙にその旨を通知する。

(工期の変更)

第 23 条 乙は、改築業務として実施する改築対象施設の改築について、年度協定に定められた完成期限（以下本条において「工期」という。）を遵守できないこと又はそのおそれのあることが明らかになった場合、直ちに甲に報告する。

2 乙が、不可抗力（天災その他自然的な事象又は人為的な事象であつて、甲又は乙の合理的な支配を超え、かつ、いずれの責めにも帰すことができない事由をいう。以下同じ。）、甲の責めに帰すべき事由又は施工上やむを得ない事由により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、甲及び乙は、協議により新しい工期を定めるものとする。

3 第 2 項の協議の開始から 14 日以内に協議が整わない場合、甲は、新しい工期を合理的に定めるものとし、乙は、甲の決定を尊重し、これに従う。

4 工期の変更により改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第 24 条に定めるところによる。

(改築業務に係る増加費用及び損害)

第 24 条 年度協定の締結後に当該年度協定に基づく改築業務について乙に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、乙は、直ちに甲に報告する。

2 年度協定の締結後に、年度協定の締結段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により、当該年度協定に基づく改築業務について乙に増加費用及び損害が生じた場合、甲は、乙と協議の上、更新計画等、業務計画書及び当該年度協定に規定された改築業務の内容の変更について決定し、当該決定に従って更新計画等、業

- 務計画書及び当該年度協定を変更するものとし、乙は、甲の決定を尊重し、これに従う。
- 3 年度協定の締結後に、甲の責めに帰すべき事由により当該年度協定に基づく改築業務について乙に増加費用及び損害が生じた場合、甲は、乙と協議の上、当該年度協定に定める改築業務に要する費用を増額変更することによって、当該増加費用及び損害相当額を、年度協定に基づく改築業務に係る費用として、その支払期限までに乙に支払う。
 - 4 第37条第2項の定めにかかわらず、年度協定の締結後に、不可抗力により当該年度協定に基づく水道施設等改築業務に基づく工事に関して乙に損害が生じた場合、甲は、当該損害の額（当該工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、乙の工事に関する記録等により確認することができるものに限る。以下本条において同じ。）及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額のうち、当該年度協定に定める当該工事に係る当該不可抗力が発生した年度の指定管理料の100分の1を超える額を乙に支払う。
 - 5 第37条第2項の定めにかかわらず、年度協定の締結後に、不可抗力により当該年度協定に基づく下水道施設等改築業務及び下水道管路等改築業務のうち公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に係る業務（以下「公共下水道等施設改築業務」という。）に基づく工事に関して乙に損害が生じた場合、甲は、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額のうち、当該年度協定に定める当該工事に係る当該不可抗力が発生した年度の指定管理料の100分の1を超える額を乙に支払う。
 - 6 第37条第2項の定めにかかわらず、年度協定の締結後に、不可抗力により当該年度協定に基づく下水道施設等改築業務及び下水道管路等改築業務のうち農業集落排水処理事業に係る業務（以下「農業集落排水施設改築業務」という。）に基づく工事に関して乙に損害が生じた場合、甲は、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の合計額のうち、当該年度協定に定める当該工事に係る当該不可抗力が発生した年度の農業集落排水施設改築業務に係る指定管理料の100分の1を超える額を乙に支払う。
 - 7 年度協定の締結後に、乙の責めに帰すべき事由により当該年度協定に基づく改築業務について乙に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は乙が負担する。
 - 8 第2項から第7項までに定める場合以外の場合であって、改築業務に関連して乙に増加費用又は損害が生じた場合（別途の改築に係る工事が必要となった場合を含む。）、甲は、乙と協議の上、改築業務の見直し並びに乙の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って更新計画等、業務計画書及び年度協定を変更するものとし、乙は、甲の決定を尊重し、これに従う。

（改築業務に係る費用の減少）

- 第25条 改築業務に要する費用が年度協定に定める費用を下回る場合には、甲は、乙と協議の上、当該差額相当額をもって行う改築業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って更新計画等、業務計画書及び当該年度協定を変更するものとし、乙は、甲の決定を尊重し、これに従う。
- 2 前項の定めにかかわらず、改築業務に要する費用が年度協定に定める費用を下回る場合であって、本協定若しくは要求水準書の変更又は更新計画等、業務計画書若しくは年度協定に定める当該改築業務の内容の変更のいずれもともなわないときは、甲は、当該

改築業務に係る指定管理料を減額しないものとする。

(甲による検査及び引渡し)

第 26 条 乙は、本事業における改築に係る工事を完成したときは、速やかにしゅん工届（工事）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、しゅん工届（工事）の提出を受けた日から 14 日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築に係る工事の完成を確認するためのしゅん工検査を実施し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、当該改築に係る工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 第 2 項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とし、当該検査又は復旧に要した甲及び乙の人件費は、各自の負担とする。
- 4 甲は、第 2 項のしゅん工検査の結果、当該改築に係る工事が本協定、要求水準書及び設計図書と一致していないことが判明した場合、乙に対して是正を求めることができ、乙は、自己の費用で直ちに修補して、再度甲のしゅん工検査を受けなければならない。この場合、再度のしゅん工検査については、第 2 項及び第 3 項の定めを準用する。
- 5 甲は、第 2 項又は第 4 項のしゅん工検査によって当該改築に係る工事の完成を確認したときは、乙にしゅん工検査の合格を通知するものとし、乙は、当該通知を受領した後直ちに当該改築に係る工事の目的物を甲に引き渡さなければならない。

第 4 章 備品等の扱い

(甲による備品等の貸与)

第 27 条 甲は、別紙 2 に示す備品等（以下「備品等」という。）を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 別紙 2 ①に示す備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、必要に応じて甲の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 4 別紙 2 ②に示す備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、必要に応じて当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入若しくは調達しなければならない。

第 5 章 業務実施に係る甲の確認事項

(業務計画書)

第 28 条 乙は、指定開始日の 30 日前までに、要求水準書の定め及び提案書に従い全体業務計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。全体業務計画書の記載内容は、甲と乙の協議により決定するものとする。

- 2 乙は、各事業年度開始日の14日前までに年度業務計画書を提出し、甲の承諾を得なければならない。年度業務計画書の記載内容は、甲と乙の協議により決定するものとする。
- 3 甲及び乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(業務報告書)

第29条 乙は、毎年度(又は月)終了後、本業務に関し、翌月10日までに次の各項に示す事項を記載した業務報告書(別記様式第1号(又は第2号)による。)を提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1)管理施設の管理業務の実施状況
- (2)管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (3)管理業務の実施に当たり改善すべき業務がある場合にはその内容
- (4)その他甲が指示する事項

- 2 乙は、指定期間の終了時に本業務に関する全体業務報告書を提出し、甲の確認を得なければならない。年度業務計画書の記載内容は、要求水準書に定める他、甲と乙の協議により決定するものとする。
- 3 乙は、甲が第43条及び第45条に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から10日以内に当該年度の指定が取り消された日までの間の第1項及び第2項に係る業務報告書を提出しなければならない。
- 4 第1項から第3項までに定める他、乙が指定期間中に提出しなければならない各種書類は要求水準書に定めるところによる。
- 5 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務実施状況の確認と改善勧告)

第30条 乙は、要求水準書及び要求水準書に従って甲が作成するモニタリング実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、所定の書類を所定の期限までに又は甲の請求に従って随時、甲に提出する。

- 2 甲は、第1項の定めに従い、乙から所定の書類が提出された場合、要求水準書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本業務が要求水準を満たしているか否か、また、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。乙は、要求水準書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。
- 3 甲は、第1項及び第2項に定めるほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、当該立ち入りに際し、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 4 乙は、甲から第3項に定める管理物件への立入の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 5 第1項から第4項までによる確認の結果、乙による業務実施が要求水準書等、甲が示し

た条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して、その理由を明示して業務の改善を勧告することができる。

- 6 乙は、第5項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかに改善に必要な措置を講じなければならない。

第6章 指定管理料

(指定管理料の支払い)

第31条 指定期間中に甲が乙に対して本業務実施の対価として支払う指定管理料の上限額は、金●円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 甲が乙に対して支払う、各年度における本業務の実施に対する指定管理料の金額は、甲及び乙が協議の上、各年度の甲の予算範囲内で、別途[当該年度の4月末日まで（ただし、当該年度の4月●日までに改築業務に係る国の予算の配分がなされない場合には、甲が別途定める日まで）に締結する]年度協定に定めるものとする。
- 3 第1項及び第2項の指定管理料は、緊急修繕（別途、その詳細は書面で取り決める。）の工事費及び修繕材料・部品等に係る費用（以下「修繕費」という。）を含んでおらず、乙に帰責事由が認められるものを除き、修繕費は原則として甲が負担する。
- 4 第1項及び第2項の指定管理料のうち、動力費については、年度協定書における動力費積算額と乙が管理業務の実施により費用計上する際の当該費用の実績等から、その差額を調整する。ただし、動力費の確定にあたっては、乙の創意工夫又は経営努力により動力費の削減効果又は動力費増加の抑制が認められるものを乙の帰属とし調整の対象としない。なお、動力費の詳細は別途書面で取り決めるものとする。
- 5 第3項及び第4項以外の指定管理料の経費については、各年度において、本業務の実施に関し、乙において見込み以上の経費が発生した場合又は負担した経費が見込み額を下回った場合であっても、原則として精算しない。

(指定管理料の変更)

第32条 甲又は乙は、指定期間中に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により第31条に定める指定管理料の上限額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して、毎年[11]月末日までに書面による通知をもって翌年度以降の年度協定に係る指定管理料の上限額の変更を申し出ることができる。

- 2 甲又は乙は、第1項の規定による申出があったときは、協議に応じなければならない。
- 3 指定管理料の上限額の変更の要否及び変更額については、第2項の協議により決定するものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 第1項の規定による申出は、毎年行うことができる。
- 5 特別な要因により指定期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、指定管理料が不相当となったときは、甲又は乙は、第1項から第4項までの規定に

よるほか、指定管理料の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、指定期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、本業務の一部に関する指定管理料が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、第1項から第5項までの規定にかかわらず、指定管理料の変更を請求することができるものとする。
- 7 第5項及び第6項の場合において、指定管理料の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 8 第2項及び第7項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項の申出又は第5項若しくは第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第33条 乙は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

(第三者への賠償)

第34条 本業務の実施において、乙の故意又は過失により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の故意若しくは過失又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した合理的な費用を求償することができるものとする。

(保険)

第35条 本業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- (1) 建物総合損害保険（全国市有物件災害共済会）
- (2) 水道賠償責任保険(水道管)（日本水道協会）
- (3) 水道機械設備損害保険（日本水道協会）

2 本業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりである。ただし、乙の親会社等が付保している保険でカバーできる場合はこの限りではない。

- (1) 賠償責任保険
- (2) 個人情報取扱事業者保険
- (3) 運送保険（貨紙幣・有価証券）

(不可抗力発生時の対応)

第 36 条 不可抗力によって本業務の実施に支障を来し、又は来すおそれがある場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第 37 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに起因して発生した損害等を除き、甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
 - 3 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第 38 条 不可抗力の発生により本業務の全部又は一部の実施ができなくなったと認められる場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。
- 2 乙が不可抗力により本業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより支出を免れた本業務の実施に要する費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第 8 章 本協定の終了

(本協定の終了)

第 39 条 指定期間が満了したとき又は第 43 条第 1 項、第 44 条第 2 項若しくは第 45 条第 2 項に基づき、乙の指定管理者の指定が取り消されたときは、当該満了の日又は当該取消の行われた日の経過をもって本協定は終了するものとする。

(業務の引継ぎ等)

- 第 40 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち（指定の取消によって本協定が終了した場合は終了後速やかに）、乙に対して甲又は甲が指定するものによる管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 乙は、甲から第 2 項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第41条 乙は、本協定の終了までに（指定の取消によって本協定が終了した場合は終了後速やかに）、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を明渡し、又は引渡さなければならない。ただし、経年又は管理物件の通常の使用によって生じる劣化又は損耗については回復の義務を負わない。

2 第1項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明渡し、又は引渡すことができるものとする。

(備品等の扱い)

第42条 乙は、本協定の終了に際し、第27条第1項に基づき甲から貸与を受けた備品等を甲又は甲が指定するものに対して引き渡さなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取り消し

(甲による指定の取り消し)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の実施の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 本業務の実施に際し不正行為があったとき
- (2) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく本業務に関する報告等を拒んだとき
- (3) 乙が本協定に定められた義務を履行せず、又は本協定に違反したとき
- (4) 乙から第44条に基づかず指定管理者の指定の取消の申出があったとき

2 甲は、第1項に基づいて指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨及び指定の取り消しを行おうとする理由を乙に通知した上、乙の意見を聞かなければならない。この場合乙は甲に対し、乙による改善策の提示と指定取り消しまでの猶予期間の設定を提案することができる。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(乙による指定の取り消しの申出)

第44条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取り消しを申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定に定められた義務を履行せず、又は本協定に違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

2 甲は、第1項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

- 3 甲は、第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合、これによって乙が被った損害を賠償する責任を負う。

(不可抗力による指定の取り消し)

第45条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 第2項における取り消しによって乙に発生する損害・損失及び増加費用は、乙が善良なる管理者の注意を怠ったことに起因して発生した損害等を除き、甲が負担することを原則として甲と乙の協議により決定するものとする。

第10章 その他

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第46条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(本業務の範囲外の業務)

第47条 乙は、管理施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業（乙が管理施設の設置目的に沿って、管理施設において本業務以外に行う事業をいう。以下同じ。）を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は必要に応じて協議を行うものとする。
- 3 甲と乙は、自主事業を実施するに当たって、その実施条件等を定めることができるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第48条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

- 2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(協定の変更)

第49条 本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 50 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことを持って、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(環境の保全及び配慮)

第 51 条 乙は、本業務を実施するに当たり、小諸市環境条例（平成 12 年小諸市条例第 27 号）を遵守しなければならない。

(疑義についての協議)

第 52 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

長野県小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

甲

小諸市長 小 泉 俊 博

乙 ● ● ● ●

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本業務の実施により知ることのできた個人情報を他人に漏らしてはならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、本業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、本業務を実施するにあたり知ることのできた甲の水道事業や管理施設に関する情報で、一般に公開されていない情報を、本協定の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本業務を実施するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに本業務の実施に必要な最低限の範囲を超えて複写、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本業務を実施するために必要な個人情報の取扱いは、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、本業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等を本協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、本業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、本業務

の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び本協定の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が本業務の実施に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、本別記に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙1 管理施設及び管理物品

管理施設とは、小諸市上下水道事業において管理している上下水道施設全般であり、管理物品はこれらに附帯する設備一式を含む。本協定締結時における管理施設は以下の通りである。

①水道事業に係る対象施設

注*：浄水施設あり

事業種別	施設の概要			
	水源	送・配水施設		水道管路
水道事業	野馬取水源* 柏木水源 郷土水源 宇坪入第二水源 追分第一水源 追分第二水源 追分第三水源 追分第四水源 北山水源（糖地第一） 北山水源（糖地第二） 上深沢水源 弁天水源 入小姓水源 水石第二水源 西新田水源 細久保水源	追分送水ポンプ場 鞍掛接合井 軽石接合井 松井接合井 囃接合井 水石第一減圧槽 水石第二減圧槽 宇坪入接合井 稲荷接合井 中央配水池 坂の上配水池 西小諸配水池* 軽石配水池 南ヶ原配水池 上深沢配水池 北霞配水池 後平高配水池 滝原配水池 野馬取配水池 乗瀬配水池 御影配水池 郷土配水池 新大久保配水池 御牧ヶ原配水池 鴛久保配水池 諸配水池 柏木配水池	若宮配水池 中山配水池 後平低区配水池 藤塚配水池 新家配水池 丸山配水池* 八満配水池 七曲減圧槽 芝生田配水池 古牧配水池 大杭配水池 氷配水池 井子配水池 糖池配水池 高津屋配水池 本郷配水池 飼場接合井 中棚接合井 西新田配水池 大久保配水池 宮沢配水池 南部第二減圧槽 飯綱山減圧槽 千曲減圧槽 氷減圧槽 大杭加圧ポンプ 天地加圧ポンプ	・基幹管路 ・給水（第一止水まで）管を含めた管路全体
簡易水道事業	宇坪入水源 小姓水源 筒井沢水源	宇坪入配水池 小姓配水池 菱野配水池 西久保配水池		・基幹管路 ・給水（第一止水まで）管を含めた管路全体

②下水道事業に係る事業対象施設

事業種別	処理区	処理施設			ポンプ場	管路延長
		施設名称	処理方法	処理能力 (m ³ /日)		
公共下水道事業	小諸処理区	小諸浄化 管理センター	標準活性 汚泥方式	8,640	—	181,475
特定環境 保全公共 下水道事 業	和田処理区	和田浄化 センター	オキシデ ーション ディッチ 方式	2,800	谷地原汚水 中継ポンプ場	73,960
	和田西処理 区					
農業集落 排水処理 事業	宮沢・大杭 処理区	宮沢・大杭地 区 処理施設	連続流入 間欠曝気 方式	172.8	—	5,437
	八満処理区	八満地区 処理施設	連続流入 間欠曝気 方式	808	—	30,386
	平原処理区	平原地区 処理施設	連続流入 間欠曝気 方式	326.7	—	7,400
	耳取・市 処理区	耳取・市地区 処理施設	回分式活 性汚泥方 式	739.8	—	20,729
		合併処理浄化 槽	10人槽	1基		

別紙2 備品等所有状況

① 備品（甲更新）

番号	工具器具部品名称	メーカー／企画・形状・製品、製造番号等	数量
1	相関式漏水探知機	フジテコム／LC-2500	1
2	漏水探知機	フジテコム／HG-10AⅡ	1
3	鉄管・ケーブル探知機	フジテコム／PL-1000	1
4	金属探知機	フジテコム／F-90M	1
5	マーカークレーター	フジテコム／MLH-1/1W	1
6	自記録水圧計測器	フジテコム／FJN-501	2
7	不断水穿孔機	大成機工／S-450 フレキシブルシャフト エンジン 一式	1
8	電動式穿孔機	タブチ／プラネット M2	1
9	電動式穿孔機	タブチ／プラネット A	1
10	手動式穿孔機	タブチ／HPPE φ30～50 用	1
11	手動式穿孔機	前澤給装／EF サドル穿孔・挿入機 S2A 型	1
12	フリーザーユニット	ASK(株)／AFU-1325	1
13	止水器具・栓装着機具、エアバック工具	クロダイト／止水機具・栓装着機他 一式	2
14	ポータブル水質計	日本電色(株)／WATER ANALYZER WA1	1
15	冷蔵庫	日立／（次重保管用）	1
16	除雪機	ホンダ／中型ハイブリッド除雪機 HSM1390i アルミブリッジ SBA 180 cm×25 cm	2
17	発電機	ヤマハ EF1600is	1
18	発電機	新ダイワ EGR24	1
19	灌水ポンプ（吸管含む）	MP5030E-S	2
20	給水タンク	日軽アルミ社／2000L	1
21	給水タンク	1000L	1
22	給水タンク	300L	10
23	給水タンク	500L	2
24	ON・OFF 圧力スイッチ	アクアインテック(株) G310 部品	2
25	高水位圧力スイッチ	アクアインテック(株) G310 部品	2
26	ヘッドカバー用パッキン	アクアインテック(株) G310 部品	2
27	回転刃	アクアインテック(株) G310 部品	1
28	固定刃	アクアインテック(株) G310 部品	1
29	セシングベル	アクアインテック(株) G310 部品	1

30	メカニカルシール	アクアインテック(株) G310 部品	1
31	メカニカルシール用パッキン	アクアインテック(株) G310 部品	1
32	ベアリング上部	アクアインテック(株) G310 部品	2
33	ベアリング下部	アクアインテック(株) G310 部品	2
34	制御盤マグネットスイッチ	フジエレクトロニクス SC-05	2
35	ON・OFF・高水位圧カス スイッチ (一体式)	アクアインテック(株) G410 部品	1
36	交互リレー	交互リレー オムロン MM4XP	2
37	タイマースイッチ	タイマースイッチ オムロン H3Y- 2	2
38	電流計	電流計 三菱電機 YS-206NAA	2
39	4号用ブレーカー	4号用ブレーカー 三菱電機 NV250- CV3P 150A	1
40	水位計センサー	水位計センサー	3
41	主幹ブレーカー	主幹ブレーカー 富士機械 BW400EAG 350A (耳取農集)	1
42	曝気攪拌ポンプ	曝気攪拌ポンプ 新明和工業(株) CN- 100 (耳取農集)	1
43	オイル交換用	粘度 32 (耳取農集)	開封 1
44	オイル交換用	粘度 220 (耳取農集)	開封 1・未 開封 1
45	オイル交換用	粘度 460 (耳取農集)	開封 1
46	主幹ブレーカー	主幹ブレーカー 三菱電機(株) NF250-CV 225A (平原農集)	1
47	オイル交換用	粘度 10 (平原農集)	開封 1・未 開封 1
48	オイル交換用	粘度 32 (平原農集)	開封 1
49	オイル交換用	粘度 220 (平原農集)	開封 1
50	主幹ブレーカー	主幹ブレーカー 富士機械 BW250EAG 175A (宮沢農集)	1
51	オイル交換用	粘度 32 (宮沢農集)	開封

			1
52	オイル交換用	粘度 150 (宮沢農集)	開封 1・未 開封 1
53	オイル交換用	粘度 220 (宮沢農集)	開封 1・未 開封 1
54	主幹ブレーカー	主幹ブレーカー 日立産機システム GS-400A 400A (八満農集)	1
55	オイル交換用	粘度 100 (八満農集)	開封 1
56	オイル交換用	粘度 460 (八満農集)	開封 1
57	水位計センサー	水位計センサー 荏原製作所 (八満ポ ンプ場)	1
58	表示コントローラー	表示コントローラー 荏原製作所 (八 満ポンプ場)	1
59	水位計用エアポンプ	水位計用エアポンプ 新明和工業(株) PA10 (修理品) (平原ポンプ場)	2
60	水位計用エアポンプ	水位計用エアポンプ イワキ APN- 085E-1 (宮沢・耳取ポンプ場)	1
61	水位計用変換器	水位計用変換器 長野計器 KH25-173× 0.05 (宮沢・耳取ポンプ場)	1
62	水位計用設定器	水位計用設定器 (株)エムジー 48NAV- 4RVA-M (宮沢・耳取ポンプ場)	2
63	制御盤用変換器	制御盤用変換器 オムロン S8VS- 06024A (宮沢・大杭ポンプ場)	1
64	タイマースイッチ	オムロン H3CR-A 24/48V	2
65	タイマースイッチ	オムロン H3CR-A 100/240V	6
66	タイマースイッチ	オムロン H3CR-A8 24/48V	5
67	タイマースイッチ	オムロン H3CR-A8 100/240V	5
68	タイマースイッチ	オムロン H3CR-H8L 24V	4
69	タイマースイッチ	オムロン H3CR-H8L 100/110/120V	4
70	タイマースイッチ	オムロン H3YN-2 200/230V	6
71	交互リレー	オムロン G4Q-212S 200V	2
72	モーターリレー	オムロン SE-KP2N 200/220/240V	3
73	リレー	オムロン MY4N 24V	16

74	リレー	オムロン MY4N 200/220V	8
75	制御盤用冷却ファン	オムロン R87F-A1A13HP	3
76	フロートスイッチ	新明和工業(株) MS11-6m	2
77	フロートスイッチ	新明和工業(株) MS11-13m	3
78	フロートスイッチ	新明和工業(株) MS11-20m	2
79	フロートスイッチ	新明和工業(株) LC12-20m	2

② 備品 (乙更新)

番号	工具器具部品名称	メーカー／企画・形状・製品、製造番号等	数量
1	ドラムコード 屋外用	NPW-E33 30m 巻	1
2	エンジンカッター	スチール／TS760-SP	1
3	マキタ チェーンソー	マキタ／E4045	1
4	刈払機	アグリップ／KH-260KHB	1
5	刈払機	ロビン／NB-K2600H	1
6	家庭用高圧洗浄機	ケルヒャー／K3	1
7	スチームクリーナー	ケルヒャー／SC2	1
8	低水位配水用ポンプ	ツルミ／LSR2. 4S-61	1
9	投光器(LED)	マキタ／ML805*2 バッテリー2個 充電器1基 スタンド	1式
10	排水ポンプ	2インチ	2
11	残水用自吸ポンプ	新明和／BVR400S 型	1
12	電子音聴棒	FSB-8D	2
13	水位測定器	(有)新東電気／深度 100m	1
14	パイプ圧着機	IS-30AH	2
15	パイプ圧着機	フジ 50	1
16	パイプ圧着機	泉精器製作所 PS-60	1
17	パイプ圧着機	S-30	1
18	ハンマードリル	日立／DH-24VB	1
19	レベル計測器	SOKKIA／B21 三脚 スタッフ 一式	1式
20	チェーンブロック		1
21	ドラムコード 屋外用	NPW-E33 30m	1
22	扇風機	ナショナル F-312S	1
23	コンプレッサー	マキタ／ACTIVEAIR1. 2	1
24	卓上グラインダー	日立製 TG-150	1
25	水質検査道具 (クーラーボックス等) 一式		1式
26	蓄圧式噴霧器	4L	1
27	冷蔵庫	NR-B8T3 (水質検査用)	1
28	車両	トラック 三菱キャンター2.0 t	1
29	車両	トラック いずゞエルフ2 t (給水車)	1
30	車両	軽バン 日産クリッパー	1
31	車両	普通自動車 三菱アウトランダーPHEV	1

別紙3 経費の負担区分（第14条関係）

項 目	甲 負担	乙 負担	備 考
人 件 費		○	退職派遣分含む
賃 金		○	臨時職員分
旅 費		○	人材育成に伴う研修等に限る
被 服 費		○	
備 消 品 費		○	
印 刷 製 本 費		○	
燃 料 費		○	
光 熱 水 費		○	
通 信 運 搬 費		○	
委 託 費		○	
手 数 料	○	○	収納手数料等、佐久圏域水道水質検査協議会の水質検査手数料は甲の負担
賃 借 料	○	○	水道用地借上料は甲の負担
修 繕 費	○	○	量水器出庫分は甲の負担 ※1
動 力 費	○	○	※2
路 面 復 旧 費	○	○	工事負担金は甲の負担
薬 品 費		○	
材 料 費		○	
研 修 費		○	人材育成に伴う研修等に限る
福 利 厚 生 費		○	
保 険 料	○	○	施設に関わる保険料は甲の負担
負 担 金	○		
受 水 費	○		
工 事 請 負 費	○	○	
雑 費		○	

※1 第31条第1項及び第2項の指定管理料は、緊急修繕の修繕費を含んでおらず、乙に帰責事由が認められるものを除き、費用は原則として甲が負担する。

※2 第31条第4項により、年度協定書における動力費積算額と乙が管理業務の実施により費用計上する際の当該費用の実績等から、その差額を調整する。

業 務 報 告 書

小 諸 市 長 様

住所：

名称：

代表者氏名：

小諸市上下水道施設等の管理に関する基本協定書第29条の規定により、次のとおり業務報告書を提出いたします。

- 1 管理施設の管理業務の実施状況
- 2 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 3 管理業務の実施に当たり改善すべき業務がある場合にはその内容
- 4 その他甲が指示する事項

別記様式第2号（第29条関係）

令和 年 月 日

令和 年度小諸市上下水道施設等指定管理業務月間業務報告書（ 月分）

小 諸 市 長 様

住所：

名称：

代表者氏名：

小諸市上下水道施設等の管理に関する基本協定書第29条の規定により、次のとおり月分の業務報告書を提出いたします。

- 1 管理施設の管理業務の実施状況
- 2 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 3 管理業務の実施に当たり改善すべき業務がある場合にはその内容
- 4 その他甲が指示する事項